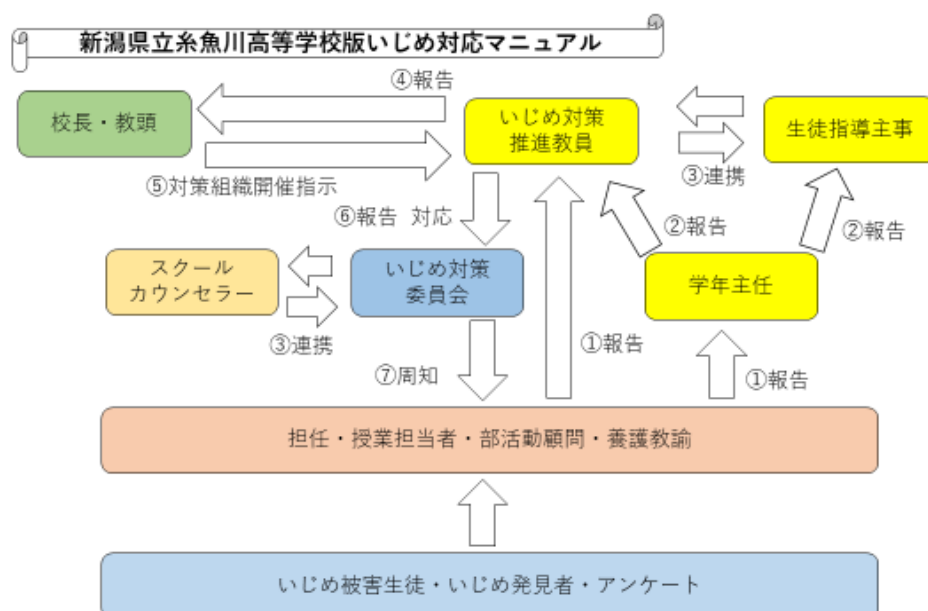


令和5年度 いじめ認知件数について

令和5年度のいじめ認知件数は10件でした。令和6年度も、文部科学省によるいじめ防止対策推進法の指針をもとに、いじめ防止のための教育相談や生徒指導等の体制を整え、いじめの早期発見とそれに対する迅速な対応、必要に応じ警察との連携に取り組んでいきます。

令和6年度の本校におけるいじめ発生時の対応マニュアルは以下のようになっています。



参考資料 文部科学省「いじめ防止対策推進法」

「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」